



# 三重県公報

令和8年4月24日 (金)

第 713 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
275	包括外部監査契約を締結した旨	( 総 務 課 )	3
276	救急病院等の認定	( 医 療 政 策 課 )	3
277	救急病院に該当しなくなった旨	( 同 )	3
278	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	3
279	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	4
280	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	4
281	中国残留邦人等医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	( 同 )	4
282	中国残留邦人等指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
283	中国残留邦人等指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	5
284	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	5
285	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	6
286	障害者総合支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	( 同 )	6
287	障害者総合支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	8
288	障害者総合支援法の規定による指定一般相談支援事業者の指定	( 同 )	8
289	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	( 子 ど も の 育 ち 支 援 課 )	9
290	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	9
291	同件	( 同 )	10
292	同件	( 同 )	11
293	同件	( 同 )	11
294	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	12
295	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	13
296	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	13
297	土砂災害警戒区域の指定	( 防 災 砂 防 課 )	14
298	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 同 )	14
299	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	( 同 )	18
300	証紙の販売所を廃止する旨の届出	( 出 納 局 )	19
301	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	( 教 育 委 員 会 )	19
<b>公 告</b>			
	国土調査に係る成果の認証	( 水 資 源 ・ 地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 課 )	20
	同件	( 同 )	20
	同件	( 同 )	20
	同件	( 同 )	20
	同件	( 同 )	21
	同件	( 同 )	21

国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	21
同件	( 同 )	22
同件	( 同 )	22
農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	22
同件	( 同 )	23
農用地利用集積等促進計画の認可の取消	( 同 )	23
土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	23
土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 同 )	24
同件	( 同 )	24
同件	( 同 )	25
土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	26
同件	( 同 )	26
同件	( 同 )	26
同件	( 同 )	26
公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	26
<b>特定調達公告</b>		
随意契約の相手方を決定した旨	(デジタル改革推進課)	26
落札者を決定した旨	(地域福祉課)	27
一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	27
同件	(警察本部)	30
同件	( 同 )	33
<b>正 誤</b>		
令和8年3月31日付け三重県公報号外	(税務企画課)	37

告 示

**三重県告示第 275 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和 8 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 大島 嘉秋  
住所 愛知県名古屋千種区徳川山町 2 丁目 2 番 15 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、概算払をすることができる。

**三重県告示第 276 号**

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり同項に規定する救急病院又は救急診療所（以下「救急病院等」という。）を認定しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院等の名称	救急病院等の所在地	救急病院又は救急診療所の別	認定の有効期間
社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪市民病院	松阪市殿町 1550 番地	救急病院	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 11 年 1 月 29 日まで

**三重県告示第 277 号**

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	救急病院に該当しなくなった日
松阪市民病院	松阪市殿町 1550 番地	令和 8 年 3 月 31 日

**三重県告示第 278 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
四日市あおやまクリニック	四日市市城西町 15-40	令和 8 年 4 月 1 日
つばい内科・内視鏡クリニック	津市大里睦合町 445-1	令和 8 年 4 月 1 日
度会町営診療所	度会郡度会町棚橋 468 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
四日市歯科口腔外科	四日市市浜田町 4-20 四日市三交ビル 2F	令和 8 年 4 月 1 日
つばき歯科	鈴鹿市庄野羽山四丁目 1 番 2 号イオンモール鈴鹿 2 階 402 区画	令和 8 年 4 月 1 日

ナカハマデンタル	津市久居明神町 2401-3	令和 8 年 4 月 1 日
トリプル薬局	鈴鹿市石薬師町 2086 番地 3	令和 8 年 4 月 1 日
エール調剤薬局 河芸店	津市河芸町一色 56-1	令和 8 年 4 月 1 日
大里薬局	津市大里睦合町 445-5	令和 8 年 4 月 1 日
つばめ薬局	津市野田 779 番 1	令和 8 年 3 月 1 日
ほたる訪問看護ステーション	員弁郡東員町穴太 1316-1	令和 8 年 3 月 1 日

### 三重県告示第 279 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
とみすはら調剤薬局	四日市市天カ須賀 5 丁目 4-12	名称：ことら薬局富洲原店	令和 8 年 3 月 1 日
かさど調剤薬局	鈴鹿市加佐登 2 丁目 20-48	名称：エール調剤薬局加佐登店	令和 8 年 2 月 1 日
訪問看護・リハビリステーション 三つ葉	津市高茶屋小森町 95-19	所在地：津市高茶屋七丁目 8-19	令和 8 年 1 月 13 日

### 三重県告示第 280 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
はまゆうクリニック	四日市市楠町北五味塚 1448 番地 1	令和 8 年 3 月 3 日
ほたる訪問看護ステーション	員弁郡東員町穴太 1316-1	令和 8 年 2 月 5 日

### 三重県告示第 281 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
四日市あおやまクリニック	四日市市城西町 15-40	令和 8 年 4 月 1 日
つばい内科・内視鏡クリニック	津市大里睦合町 445-1	令和 8 年 4 月 1 日
度会町営診療所	度会郡度会町棚橋 468 番地 1	令和 8 年 4 月 1 日
四日市歯科口腔外科	四日市市浜田町 4-20 四日市三交ビル 2F	令和 8 年 4 月 1 日
つばき歯科	鈴鹿市庄野羽山四丁目 1 番 2 号イオンモール鈴鹿 2 階 402 区画	令和 8 年 4 月 1 日
ナカハマデンタル	津市久居明神町 2401-3	令和 8 年 4 月 1 日
トリプル薬局	鈴鹿市石薬師町 2086 番地 3	令和 8 年 4 月 1 日
エール調剤薬局 河芸店	津市河芸町一色 56-1	令和 8 年 4 月 1 日
大里薬局	津市大里睦合町 445-5	令和 8 年 4 月 1 日
つばめ薬局	津市野田 779 番 1	令和 8 年 3 月 1 日
ほたる訪問看護ステーション	員弁郡東員町穴太 1316-1	令和 8 年 3 月 1 日

三重県告示第 282 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
とみすはら調剤薬局	四日市市天カ須賀 5 丁目 4-12	名称：ことら薬局富洲原店	令和 8 年 3 月 1 日
かさど調剤薬局	鈴鹿市加佐登 2 丁目 20-48	名称：エール調剤薬局加佐登店	令和 8 年 2 月 1 日
訪問看護・リハビリステーション 三つ葉	津市高茶屋小森町 95-19	所在地：津市高茶屋七丁目 8-19	令和 8 年 1 月 13 日

三重県告示第 283 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
はまゆうクリニック	四日市市楠町北五味塚 1448 番地 1	令和 8 年 3 月 3 日
ほたる訪問看護ステーション	員弁郡東員町穴太 1316-1	令和 8 年 2 月 5 日

三重県告示第 284 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450100462	株式会社 s h a r i n g g r o u p	愛知県一宮市開明字 杖東郭 4 番地 16	みちしるべ桑部	桑名市桑部 628 番地 1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 4 月 1 日
2451400127	合同会社集	三重県いなべ市北勢町其原 778-11 B A S E S O N O H A R A、C 棟	からふる	いなべ市北勢町其原 778-11 B A S E S O N O H A R A C 棟	放課後等デイサービス	令和 8 年 4 月 1 日
2450201203	社会福祉法人四日市福祉会	三重県四日市市別名三丁目 3 番地 10 号	フィオーレ ブルーミング	四日市市羽津乙 129-2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 4 月 1 日
2450201211	合同会社みのり咲	三重県四日市市富田一色町 3 番 6 号	みのり咲	四日市市富田一色町 3 番 6 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 4 月 1 日
2450201229	社会福祉法人あいプロジェクト	三重県四日市市生桑町字高田 549 番地 1	サポートセンター あいぷろキッズ	四日市市生桑町字川原崎 261 番地 1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 4 月 1 日
2450300906	株式会社ライジングサン	三重県鈴鹿市西條町 1045 番地の 1	ハグハグサニー	鈴鹿市西條町 1045 番地の 1	放課後等デイサービス	令和 8 年 4 月 1 日
2450500059	社会福祉法人聖マッセヤ会	三重県津市産品字中之谷 732 番地の 1	わかば	津市産品字中之谷 732 番地の 1	保育所等訪問支援	令和 8 年 4 月 1 日
2450501305	ぴーす株式会社	三重県津市南が丘三	放課後等デイサー	津市一身田平	児童発達支援、	令和 8 年

		丁目 17 番 8 号	ビスビーすてっぷ	野 145-1	放課後等デイサービス	4 月 1 日
2450501313	株式会社トイロ	三重県津市芸濃町椋本 5484 番地 35	小さな目のクジラ M1	津市神戸 4192 番地 3	放課後等デイサービス	令和 8 年 4 月 1 日

三重県告示第 285 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200601	元気じるし株式会社	三重県四日市市大宮町 21 番 6-2 号	のんきつず	四日市市大宮町 21 番 6-2 号	放課後等デイサービス	令和 8 年 3 月 31 日
2450300575	一般社団法人 COCOLO	三重県鈴鹿市道伯 5 丁目 22 番 32 号	COCOLO	鈴鹿市道伯 5 丁目 22 番 32 号	放課後等デイサービス	令和 8 年 3 月 31 日
2450501198	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3	子ども発達未来塾長岡	津市長岡町 709-5	児童発達支援（共生型）、放課後等デイサービス（共生型）	令和 8 年 3 月 27 日
2450700253	株式会社 J S M	三重県松阪市日野町 12 番地	ベルカレッジ	松阪市日野町 12 番地	放課後等デイサービス	令和 8 年 3 月 31 日
2452700145	株式会社 S e e d	三重県多気郡大台町佐原 648 番地 9	放課後等デイサービスあにゅん	多気郡大台町弥起井 476 番地 2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 3 月 31 日

三重県告示第 286 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410101436	株式会社スタッフシュウエイ	愛知県東海市名和町後西 19 番地	アクア桑名訪問介護	桑名市桑部 1465 番地 2	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 4 月 1 日
2411400407	特定非営利活動法人快生教学会	三重県いなべ市藤原町本郷 836 番地	訪問介護事業所 えんむすび	いなべ市藤原町本郷 836 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 4 月 1 日
2410503953	特定非営利活動法人ととのえ	三重県津市高茶屋小森町 1451 番地 33	ひなた 365	津市高茶屋小森町字中山 1205 番地 4	居宅介護	令和 8 年 4 月 1 日
2410801282	N o L a 合同会社	三重県伊勢市黒瀬町 1924 番地 2	ホームヘルプ N o L a	伊勢市黒瀬町 1924 番地 2	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 4 月 1 日
2410801290	合同会社ワンプレート	三重県伊勢市御薊町新開 552 番地 2 コーポフジ 203 号室	ヘルパーステーショントゥモロー	伊勢市御薊町新開 552 番地 2 コーポフジ 203 号室	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 4 月 1 日
2411200906	合同会社むすび	三重県伊賀市阿保 1365 番地 2	ヘルパーステーションむすび	伊賀市阿保 1365 番地 2	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 4 月 1 日
2411300870	G r o o o v e 株式会社	京都府京都市下京区中堂寺坊城町 2 番地 B E A U T Y B L D G 5 F	ヘルパーステーション そよ風	名張市夏見 2859-1 マグライフビル D	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 4 月 1 日
2410202879	一般社団法人なちゅらん	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目 7 番 8 号	重症心身障がい者生活介護 レーヴ ドゥ	四日市市小林町 3018-23	生活介護	令和 8 年 4 月 1 日

2412220416	株式会社 C a n d e s m i l e	三重県三重郡菟野町大字永井 3095 番地 254	c o - m o t t o	三重郡菟野町大字菟野字地蔵 4174 番地	生活介護	令和 8 年 4 月 1 日
2410400416	社会福祉法人安全福祉会	三重県亀山市住山町字大掛 590 番地 1	多機能型事業所 あんげんの丘	亀山市南野町 9 番 1 号	生活介護	令和 8 年 4 月 1 日
2411200914	社会福祉法人名張育成会	三重県名張市美旗中村 2326 番地	ココロノイロ	伊賀市四十九町字矢倉谷 1278 番地 20	生活介護	令和 8 年 4 月 1 日
2410202895	社会福祉法人四日市福祉会	三重県四日市市別名三丁目 3 番 10 号	フィオーレ プルーミング	四日市市羽津乙 129-2	短期入所	令和 8 年 4 月 1 日
2411400415	社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会	三重県いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2	グループホーム・おれんじ	いなべ市北勢町阿下喜 2480 番地 38	短期入所	令和 8 年 4 月 1 日
2410301788	特定非営利活動法人クローバー	三重県鈴鹿市南若松町 3524 番地の 1	クローバーの家 T o u	鈴鹿市高塚町 1451 番 117	短期入所	令和 8 年 4 月 1 日
2410701391	株式会社 J S M	三重県松阪市日野町 12 番地	ジョブステーションマツサカ	松阪市日野町 12 番地	就労選択支援	令和 8 年 4 月 1 日
2411200468	N P O 法人えん	三重県伊賀市長田字垣内 2063 番地の 1	えん ソーシャルナビ	伊賀市長田字垣内 2063 番地の 1	就労選択支援	令和 8 年 4 月 1 日
2410202887	アイワーク合同会社	愛知県豊川市萩山町一丁目 3 番地 1	アチーブライフ	四日市市中 部 7-8	就労継続支援 A 型	令和 8 年 4 月 1 日
2410100511	一般社団法人あさひファーム	三重県桑名市上深谷部 485	あさひファーム	桑名市上深谷部 485	就労継続支援 B 型	令和 8 年 4 月 1 日
2410302281	合同会社コハルビヨリ	三重県鈴鹿市石薬師町字開戸部 161 番地 8	コハルビヨリ	鈴鹿市石薬師町字開戸部 161 番地 8	就労継続支援 B 型	令和 8 年 4 月 1 日
2410503961	合同会社一松	三重県津市一身田豊野 1406 番地 538	就労継続支援 B 型事業所びの	津市一身田豊野 1406-476	就労継続支援 B 型	令和 8 年 4 月 1 日
2410503979	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3	あゆみ野ラボ (A y u m i n o L a b)	津市長岡町 709-5	就労継続支援 B 型	令和 8 年 4 月 1 日
2410702399	株式会社きよみず	三重県松阪市久保町 1668-6	きよみず	松阪市久保町 1668-6	就労継続支援 B 型	令和 8 年 4 月 1 日
2410801308	株式会社あいほん市場	長崎県佐世保市相生町 2 番 29 号	あいびー伊勢	伊勢市一之木一丁目 14 番 19 号	就労継続支援 B 型	令和 8 年 4 月 1 日
2410101394	合同会社サン	三重県桑名市額田 287-3	サンラボ	桑名市額田 287-3	就労定着支援	令和 8 年 4 月 1 日
2421400298	社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会	三重県いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2	グループホーム・おれんじ	いなべ市北勢町阿下喜 2480 番地 38	共同生活援助	令和 8 年 4 月 1 日
2420702017	合同会社はないろ	三重県松阪市山室町 3205-1	グループホームはないろ	松阪市嬉野中川町 503-40	共同生活援助	令和 8 年 4 月 1 日
2422720355	株式会社 S e e d	三重県多気郡大台町佐原 648 番地 9	スマイルイッカ	多気郡大台町菅合 938 番地 3	共同生活援助	令和 8 年 4 月 1 日
2420800688	グリーンマイル合同会社	三重県伊勢市御菌町高向 856 番地 1	グリーンマイル西豊浜	伊勢市西豊浜町 1848 番地	共同生活援助	令和 8 年 4 月 1 日
2423100011	特定非営利活動法人つどい	三重県南牟婁郡御浜町大字志原字赤崎平 1819 番地 33	グループホームつどい	南牟婁郡御浜町大字阿田和字馬越 3808 番地 3	共同生活援助	令和 8 年 4 月 1 日

三重県告示第 287 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410701326	株式会社みえ親孝行	三重県松阪市田村町 452 番地	みえ親孝行訪問介護事業所	松阪市田村町 447 番地 1	重度訪問介護	令和 8 年 3 月 31 日
2410701466	社会福祉法人長寿会	三重県松阪市川井町 字中道 53 番地 4	訪問介護事業所 なでしこ苑	松阪市川井町 字中道 53 番地 4	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 3 月 31 日
2410701508	合同会社 chouchou	三重県松阪市東町 134 番地 1	介護サービス奏	松阪市東町 134 番地 1	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 3 月 31 日
2411200823	株式会社 ADVANCE FREETEE	京都府京都市伏見区 東大文字町 1066 番地 7	訪問介護 和伊賀営業所	伊賀市上野徳居町 3280 リパルティール伊賀 301 号	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 3 月 31 日
2411300862	株式会社 ADVANCE FREETEE	京都府京都市伏見区 東大文字町 1066 番地 7	ヘルパーステーション そよ風	名張市夏見 2859-1 マグライフビル D	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 3 月 31 日
2410202044	特定非営利活動法人なちゅらん	愛知県名古屋市中村区 名駅南二丁目 7 番 8 号	短期入所 m o e	四日市市小林町 3018-24	短期入所	令和 8 年 3 月 31 日
2410200642	特定非営利活動法人みどりの家	三重県四日市市日永 四丁目 2 番 41 号	みどりの家 河原田	四日市市河原田町 1301	就労移行支援	令和 8 年 3 月 31 日
2412900595	株式会社アルクハナ	三重県伊勢市東大淀町 532 番地 2	就労移行支援事業所からふる	志摩市阿児町立神 2038 番地 1	就労移行支援	令和 8 年 3 月 31 日
2410100511	一般社団法人あさひファーム	三重県桑名市上深谷部 485	あさひファーム A	桑名市上深谷部 485	就労継続支援 A 型	令和 8 年 3 月 31 日
2410801159	株式会社大日企画	三重県伊勢市中島二丁目 1 番 10 号	あいびー伊勢	伊勢市一之木一丁目 14 番 19 号	就労継続支援 B 型	令和 8 年 3 月 31 日
2412830222	NPO 法人ふくし・みらい研究会	三重県志摩市阿児町 鶴方 1980 番地	障がい福祉サービス「ファイト」	度会郡南伊勢町 神津佐 1158 番地 9	就労継続支援 B 型	令和 8 年 3 月 31 日
2420200707	特定非営利活動法人四日市市知的障害者育成会	三重県四日市市浜町 2 番 15 号	富田ハウス	四日市市富田 2-10-1	共同生活援助	令和 8 年 3 月 31 日
2420202000	特定非営利活動法人なちゅらん	愛知県名古屋市中村区 名駅南二丁目 7 番 8 号	グループホーム m o e	四日市市小林町 3018-24	共同生活援助	令和 8 年 3 月 31 日
2420301661	一般社団法人三重県更生保護事業者連絡協議会	三重県鈴鹿市江島本町 18 番 30 号	海辺の川南荘	鈴鹿市江島本町 18-33	共同生活援助	令和 8 年 3 月 31 日
2420502813	社会福祉法人聖マッセヤ会	三重県産品字中之谷 732 番地の 1	にじの家	津市北丸之内 48	共同生活援助	令和 8 年 3 月 31 日
2421100039	特定非営利活動法人みんぐるの会	三重県熊野市有馬町 1845 番地の 12	グループホーム みんぐる	熊野市有馬町 1845 番地の 12	共同生活援助	令和 8 年 3 月 31 日

三重県告示第 288 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2430400115	あんしん介護株式会社	三重県亀山市川合町 103 番地	サクラサクラ相談支援センター	亀山市川合町 103 番地	地域移行支援、地域定着支援	令和 8 年 4 月 1 日

**三重県告示第 289 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
社会福祉法人日本保育協会  
東京都千代田区麹町一丁目 6 番地 2
- 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 1 第 44 号の 2 の項に規定する保育士登録申請手数料、同表第 44 号の 3 の項に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同表第 44 号の 4 の項に規定する保育士登録証再交付手数料
- 指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 委託をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 290 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
A コープ楠店  
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆
- 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笹 浩史

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笹 浩史 山崎 智弘

- 変更年月日

- 令和 8 年 2 月 3 日
- 4 変更理由  
小売業者の代表者変更のため
- 5 届出の日  
令和 8 年 4 月 7 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 8 年 4 月 24 日から同年 8 月 24 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 291 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
J A 松阪黒部総合センター  
松阪市東黒部町天神 1 番地
- 2 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笹 浩史
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地 1	山本 清巳

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笹 浩史 山崎 智弘
みえなか農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地 1	山本 清巳

- 3 変更年月日  
令和 8 年 2 月 3 日
- 4 変更理由  
小売業者の代表者変更のため
- 5 届出の日  
令和 8 年 4 月 7 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 8 年 4 月 24 日から同年 8 月 24 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 292 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A コープうれしの店  
松阪市嬉野中川新町四丁目 156 番地

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笹 浩史

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笹 浩史 山崎 智弘

3 変更年月日

令和 8 年 2 月 3 日

4 変更理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 8 年 4 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 4 月 24 日から同年 8 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 293 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エーコープ青山店  
伊賀市阿保 464 番 ほか

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笹 浩史

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
J A 全農 A コープ株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 2 番地 3	小笹 浩史 山崎 智弘

3 変更年月日

令和 8 年 2 月 3 日

4 変更理由

小売業者の代表者変更のため

5 届出の日

令和 8 年 4 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 4 月 24 日から同年 8 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 294 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス伊勢小俣店  
伊勢市小俣町相合 471 ほか

2 意見を有する者から述べられた意見

(1) 駐車場の充足等交通にかかる事項

① 安全な通行幅の確保:安全な通行幅の確保:進入路となる市道相合 3 号線および 4 号線は幅員が狭く、来店車両および周辺住民の車両の通行により離合（すれ違い）が困難となり、事故や渋滞の発生が予見されるため、敷地を、車両同士のすれ違いや歩行者の安全な通行が可能な程度までセットバックし、事実上の道路幅員や歩行者の退避スペースを確保すること。

② 交通安全対策:店舗建物の配置により通学路に新たな死角が生じるため、児童の安全確保を目的として、市道相合 3 号線及び 4 号線の交差点にカーブミラーを設置すること。

③ 生活道路への進入抑制:県道伊勢小俣松阪線からバックヤード予定地付近への一般車両等の通り抜けを制限するため、注意喚起看板を設置すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

① 設備の配置と防音対策:店舗西側に隣接する住宅への騒音・低周波騒音の影響を抑えるため、大型空調室外機や換気扇などの設備を住宅に向けて設置しないこと。

② 遮音・遮光対策:車両の走行音や夜間のヘッドライトによる生活環境の悪化を防ぐため、境界線に十分な高さの目隠し・防音フェンスを設置すること。

(3) 廃棄物に係る事項等

悪臭・排気ガスへの配慮:店舗裏側の換気扇等からの悪臭や、駐車場・車路からの排気ガスが隣接住宅に及ばないよう、設備の配置見直しや防護措置を講じること。

(4) その他の事項

- ① 関係機関との誠実な協議と対策の実行：事業者が安全対策等について「行政や土地所有者の許可が必要」と消極的な姿勢を示していることに対し、事業者が主体となって伊勢市（道路管理者）、警察署、土地所有者と速やかに協議を行い、開業前までに具体的な対策を確実に実行すること。
- ② 住民対話の姿勢と合意形成：計画初期から「設計変更はできない」と一方的に要望を退けるなど、事業者の対応は不誠実である。近隣住民への詳細な説明会や意見交換を継続し、地域住民の平穏な生活を守るための設計上の配慮を尽くすこと。
- ③ 景観・周辺環境への配慮：住宅境界に近接して配置される巨大な店舗建屋（高さ約 8メートル）による圧迫感を軽減するため、設計上の配慮を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 4 月 24 日から同年 5 月 25 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 295 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山之一色町字穴田 509 番 1 地先内	旧	7.0~16.9	50.0
	新	7.0~16.9	50.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出田丸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡玉城町岩出字古城 1093 番 1 地先から 度会郡玉城町岡出字中通り 669 番地先まで	旧	7.5~25.5	1484.2
	新	10.5~29.3	1484.2

三重県告示第 296 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 368 号	伊賀市上之庄字地藏 264 番地先から 伊賀市上之庄字地藏 260 番 5 地先まで	令和 8 年 4 月 24 日
一般国道 368 号	名張市上長瀬字川前 2297 番 4 地先から 名張市上長瀬字東出 2420 番 1 地先まで	令和 8 年 4 月 24 日
一般国道 422 号	名張市上長瀬字川前 2297 番 4 地先から 名張市上長瀬字東出 2420 番 1 地先まで	令和 8 年 4 月 24 日
県道 松阪青山線	伊賀市霧生字樋の口 2287 番 10 地先から 伊賀市霧生字樋の口 2281 番 3 地先まで	令和 8 年 4 月 24 日
県道 河合丸柱線	伊賀市石川字新田 105 番 1 地先から 伊賀市石川字新田 103 番 1 地先まで	令和 8 年 4 月 24 日

三重県告示第 297 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
船越 19	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
船越 1	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	土石流
船越 2	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	土石流
奥出の谷 (2)	度会郡南伊勢町伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃木竈 3	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小方竈 4	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
奈津 1	度会郡南伊勢町河内、村山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
谷山川 2	度会郡南伊勢町河内 (詳細は次の図のとおり)	土石流
谷山川 3	度会郡南伊勢町河内 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小浜 3	度会郡南伊勢町東宮 (詳細は次の図のとおり)	土石流
浜田 1	度会郡南伊勢町東宮 (詳細は次の図のとおり)	土石流
古和浦 13	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃木竈 5	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
大谷 3	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
伊勢地谷 1	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
老宅川 3	度会郡南伊勢町河内 (詳細は次の図のとおり)	土石流
老宅川 4	度会郡南伊勢町河内 (詳細は次の図のとおり)	土石流
上の山の谷	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 298 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する

			る事項
中津浜浦 17	度会郡南伊勢町中津浜浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
切原 5	度会郡南伊勢町切原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泉 8	度会郡南伊勢町泉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泉 9	度会郡南伊勢町泉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泉 10	度会郡南伊勢町泉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 20	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 21	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内瀬 7	度会郡南伊勢町内瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内瀬 8	度会郡南伊勢町内瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 22	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 23	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五ヶ所浦 16	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 24	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中津浜浦 18	度会郡南伊勢町中津浜浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯満 4	度会郡南伊勢町飯満 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯満 5	度会郡南伊勢町飯満 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯満 6	度会郡南伊勢町飯満 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯満 7	度会郡南伊勢町飯満 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯満 8	度会郡南伊勢町飯満 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯満 9	度会郡南伊勢町飯満 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯満 10	度会郡南伊勢町飯満 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泉 11	度会郡南伊勢町泉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神津佐 13	度会郡南伊勢町泉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神津佐 14	度会郡南伊勢町神津佐 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神津佐 15	度会郡南伊勢町神津佐 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神津佐 16	度会郡南伊勢町神津佐 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神津佐 17	度会郡南伊勢町神津佐 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下津浦 15	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 16	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 17	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 18	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 12	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 13	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷 14	度会郡南伊勢町木谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中津浜浦 19	度会郡南伊勢町中津浜浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中津浜浦 20	度会郡南伊勢町中津浜浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宿浦 17	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曾浦 6	度会郡南伊勢町田曾浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曾浦 7	度会郡南伊勢町田曾浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曾浦 8	度会郡南伊勢町田曾浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曾浦 9	度会郡南伊勢町田曾浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢路 14	度会郡南伊勢町伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間浦 23	度会郡南伊勢町迫間浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曾浦 10	度会郡南伊勢町田曾浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 19	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曾浦 11	度会郡南伊勢町田曾浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内瀬 9	度会郡南伊勢町内瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下津浦 20	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中津浜浦 21	度会郡南伊勢町中津浜浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内瀬 10	度会郡南伊勢町内瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間浦 24	度会郡南伊勢町迫間浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 25	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田曾浦 2	度会郡南伊勢町田曾浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五ヶ所浦 1	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 9	度会郡南伊勢町船越	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
村山 18	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊勢地 7	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 9	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃木竈 8	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 23	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小方竈 8	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棚橋竈 8	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 22	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
方座浦 2	度会郡南伊勢町方座浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
方座浦 3	度会郡南伊勢町方座浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村山 19	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村山 20	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 24	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古和浦 25	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃木竈 9	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
贅浦 5	度会郡南伊勢町贅浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神前浦 1	度会郡南伊勢町神前浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
贅浦 7	度会郡南伊勢町贅浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村山 17	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泉 1	度会郡南伊勢町泉 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
内瀬 8	度会郡南伊勢町内瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相賀浦 6	度会郡南伊勢町相賀浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
相賀浦 7	度会郡南伊勢町相賀浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宿浦 2	度会郡南伊勢町宿浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中津浜浦 1	度会郡南伊勢町中津浜浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下津浦 4	度会郡南伊勢町下津浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
貝住川 1	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

栃木竈 2	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桂川 1	度会郡南伊勢町小方竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平谷川 3	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平谷川 4	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平谷川 5	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
向井谷 1	度会郡南伊勢町河内 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上小納戸 1	度会郡南伊勢町東宮 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浜田 2	度会郡南伊勢町東宮 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大江 4	度会郡南伊勢町大江 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大江 6	度会郡南伊勢町大江 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
楠江川 3	度会郡南伊勢町棚橋竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古和浦 14	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
貝住川 2	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
栃木竈 4	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
栃木竈 6	度会郡南伊勢町栃木竈 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
塚間川 2	度会郡南伊勢町方座浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池浜川 1	度会郡南伊勢町方座浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
元谷川 1	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
老宅川 2	度会郡南伊勢町河内 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大江 5	度会郡南伊勢町大江 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 299 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日

奥出の谷(2)	度会郡南伊勢町伊勢路 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	令和元年 12 月 24 日
田曾浦 2 (箇所 番号 1101483-2 に 係るもの)	度会郡南伊勢町田曾浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	平成 29 年 1 月 24 日
五ヶ所浦 1	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	平成 31 年 3 月 1 日
船越 9	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	平成 31 年 3 月 1 日
船越 19	度会郡南伊勢町船越 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	令和 3 年 1 月 29 日
上の山の谷	度会郡南伊勢町古和浦 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 29 年 1 月 24 日
贅浦 5	度会郡南伊勢町贅浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	令和元年 12 月 24 日
神前浦 1	度会郡南伊勢町神前浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	平成 31 年 3 月 1 日
贅浦 7	度会郡南伊勢町贅浦 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	令和元年 12 月 24 日
村山 17	度会郡南伊勢町村山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜	次の図のとおり	平成 31 年 3 月 1 日

〔次の図〕は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。〕

**三重県告示第 300 号**

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の氏名（名称）	廃止する販売所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会	四日市市諏訪町 2 番 2 号	令和 8 年 4 月 1 日

**三重県告示第 301 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
三重県高等学校文化連盟  
三重県鈴鹿市神戸四丁目 1-80
- 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
令和 8 年度「高校芸術文化祭費」事業に係る出演・出展等の業務委託に係る生徒を引率する県立学校職員の旅費
- 指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 委託をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 委託期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

公 告
-----

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
鈴鹿市
- 2 調査を行った期間  
令和元年 9 月から令和 6 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
鈴鹿市（礪山Ⅱ調査区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
鈴鹿市礪山二丁目地内ほか
- 5 認証年月日  
令和 8 年 4 月 14 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
大台町
- 2 調査を行った期間  
令和 5 年 6 月から令和 7 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
下菅①地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
大台町大字菅合地内
- 5 認証年月日  
令和 8 年 4 月 14 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
桑名市
- 2 調査を行った期間  
令和 2 年 8 月から令和 7 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
福岡町④地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
桑名市福岡町地内
- 5 認証年月日  
令和 8 年 4 月 14 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ました。

令和8年4月24日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称  
玉城町
  - 2 調査を行った期間  
令和5年7月から令和6年12月まで
  - 3 成果の名称  
玉城町（佐田・岡出地区）の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
玉城町大字佐田地内ほか
  - 5 認証年月日  
令和8年4月14日
- 

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和8年4月24日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称  
紀北町
  - 2 調査を行った期間  
平成23年7月から令和7年9月まで
  - 3 成果の名称  
紀北町相賀（相賀7地区）の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
紀北町大字相賀地内
  - 5 認証年月日  
令和8年4月14日
- 

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和8年4月24日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称  
志摩市
  - 2 調査を行った期間  
平成20年9月から令和7年8月まで
  - 3 成果の名称  
志摩市（塩屋①地区）の地籍図及び地籍簿
  - 4 調査を行った地域  
志摩市浜島町大字塩屋地内
  - 5 認証年月日  
令和8年4月14日
- 

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和8年4月24日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称  
亀山市

- 2 調査を行った期間  
令和5年8月から令和7年3月まで
- 3 成果の名称  
亀山市（東台渋谷地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
亀山市渋谷町地内ほか
- 5 認証年月日  
令和8年4月14日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和8年4月24日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
木曾岬町
- 2 調査を行った期間  
令和6年8月から令和7年11月まで
- 3 成果の名称  
木曾岬町（源緑輪中②③地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
木曾岬町大字源緑輪中地内ほか
- 5 認証年月日  
令和8年4月14日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和8年4月24日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称  
鈴鹿市
- 2 調査を行った期間  
令和4年4月から令和7年4月まで
- 3 成果の名称  
鈴鹿市（三日市・末広調査区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
鈴鹿市三日市町字中ノ池地内ほか
- 5 認証年月日  
令和8年4月14日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和8年4月24日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	4筆
いなべ市	11筆
津市	69筆
玉城町	1筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 4 月 24 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
いなべ市	815 筆
鈴鹿市	150 筆
亀山市	23 筆
津市	497 筆
松阪市	178 筆
多気町	46 筆
大台町	3 筆
伊勢市	169 筆
玉城町	40 筆
大紀町	58 筆
伊賀市	113 筆
名張市	97 筆
熊野市	6 筆
御浜町	6 筆
紀宝町	34 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 4 月 24 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可を、次のとおり取り消しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
鈴木てる	松阪市	農業生産法人（有） 中村農産	松阪市	松阪市東黒部町東浜 1812 ほか 1 筆

2 農用地利用集積等促進計画の取消年月日

令和 8 年 4 月 24 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

就任理事

多気郡多気町野中 1499 番地

〃 大台町神瀬 848 番地

筒井 尚之

上瀬 裕美

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地）

退任理事

桑名郡木曾岬町大字加路戸 24 番地	森 清 秀
〃 〃 大字見入 295 番地	宇佐美 典 生
〃 〃 大字小林 47 番地	伊 藤 佳 美
〃 〃 大字近江島 50 番地	森 晃 雄
〃 〃 大字小和泉 21 番地	服 部 貞 光
〃 〃 大字中和泉 46 番地 1	伊 藤 義 久
〃 〃 大字源緑輪中 280 番地	花 井 秋 光
〃 〃 〃 78 番地	伊 藤 友 紀
〃 〃 大字三崎 482 番地	服 部 良 貴
〃 〃 大字源緑輪中 301 番地	三 輪 一 雅
〃 〃 大字小林 39 番地	佐 藤 義 博

退任監事

桑名郡木曾岬町大字見入 133 番地	加 藤 光 雄
〃 〃 大字富田子 243 番地	糴 衛
〃 〃 大字源緑輪中 351 番地	太 田 幸 貴
〃 〃 大字三崎 327 番地	黒 宮 清 春

就任理事

桑名郡木曾岬町大字外平喜 183 番地	黒 宮 明
〃 〃 大字見入 319 番地	平 松 和 憲
〃 〃 大字西対海地 41 番地	水 谷 守
〃 〃 大字近江島 50 番地	森 晃 雄
〃 〃 大字和泉 151 番地	古 村 英 之
〃 〃 大字中和泉 46 番地 1	伊 藤 義 久
〃 〃 大字源緑輪中 195 番地	竹 内 良 美
〃 〃 〃 309 番地	服 部 利 夫
〃 〃 大字雁ヶ地 319 番地	花 井 忠 雄
〃 〃 大字源緑輪中 301 番地	三 輪 一 雅
〃 〃 大字見入流作 41 番地	平 松 孝 浩
〃 〃 大字加路戸 165 番地	柴 田 明 美
〃 〃 大字栄 64 番地	有 村 真理子

就任監事

桑名郡木曾岬町大字見入 133 番地	加 藤 光 雄
〃 〃 大字新加路戸 25 番地	道 藤 弘
〃 〃 大字源緑輪中 910 番地	伊 藤 喜 孝
〃 〃 大字三崎 615 番地	伊 藤 秀 義

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

大新田土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市高茶屋小森町 1233 番地	北 山 幹 雄
------------------	---------

津市高茶屋四丁目 38 番 20 号  
 〃 藤方 2132 番 2 号  
 〃 高茶屋二丁目 18 番 19 号  
 〃 〃 49 番 11 号  
 〃 藤方 1114 番地  
 〃 高茶屋小森町 2810 番地

佐藤 研一  
 木下 和國  
 佐藤 榮一  
 寺家 清司  
 鈴木 潤  
 正木 清次

退任監事

津市高茶屋二丁目 39 番 14 号  
 〃 高茶屋小森町 2696 番地  
 〃 高茶屋二丁目 32 番地 2 号

小川 拓  
 水野 博  
 稲垣 典洋

就任理事

津市高茶屋小森町 1233 番地  
 〃 高茶屋四丁目 38 番 20 号  
 〃 藤方 1114 番地  
 〃 高茶屋二丁目 12 番 7 号  
 〃 〃 49 番 11 号  
 〃 〃 39 番 14 号  
 〃 〃 18 番 19 号

北山 幹雄  
 佐藤 研一  
 鈴木 潤  
 堤 敦子  
 寺家 清司  
 小川 拓  
 佐藤 榮一

就任監事

津市高茶屋小森町 2810 番地  
 〃 〃 2696 番地  
 〃 高茶屋二丁目 32 番地 2 号

正木 清次  
 水野 博  
 稲垣 典洋

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員 の退任及び就任の届出がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

高郷井土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市高茶屋二丁目 45 番 4 号  
 〃 高茶屋四丁目 38 番 20 号  
 〃 高茶屋二丁目 40 番 39 号  
 〃 高茶屋一丁目 2 番 20 号  
 〃 〃 29 番 15 号  
 〃 藤方 1115 番地  
 〃 雲出本郷町 1294 番地  
 〃 藤方 423 番地

門口 信男  
 佐藤 研一  
 鎌田 昭博  
 鈴木 浩紀  
 奥山 多吉  
 鈴木 耕治  
 服部 正哉  
 山口 信子

退任監事

津市垂水 1080 番地  
 〃 高茶屋一丁目 16 番 10 号  
 〃 雲出本郷町 1206 番地

浅田 康功  
 藤田 芳博  
 鈴木 延明

就任理事

津市高茶屋二丁目 45 番 4 号  
 〃 高茶屋四丁目 38 番 20 号  
 〃 高茶屋二丁目 40 番 39 号  
 〃 高茶屋一丁目 29 番 15 号  
 〃 垂水 847 番地  
 〃 藤方 492 番 1 号  
 〃 〃 1197 番 4 号  
 〃 雲出本郷町 1294 番地

門口 信男  
 佐藤 研一  
 鎌田 昭博  
 奥山 多吉  
 市川 静男  
 藤山 正一  
 小堀 一次  
 服部 正哉

## 就任監事

津市高茶屋一丁目 16 番 10 号

" " 2 番 20 号

" 雲出本郷町 1206 番地

藤田 芳博

鈴木 浩紀

鈴木 延明

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、北小松土地改良区（四日市市北小松町 28 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、小俣町土地改良区（伊勢市小俣町本町 3 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 作業種類

公共測量(用地測量)

## 2 作業期間

令和 8 年 4 月 13 日から令和 9 年 1 月 29 日まで

## 3 作業地域

四日市市小生町

**特定調達公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 特定役務の名称

三重県情報ネットワークにおけるインターネットデータセンターの使用

## 2 担当部署

津市広明町 13 番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課

## 3 契約の相手方を決定した日

令和 8 年 3 月 28 日

## 4 契約の相手方

三重県津市あかつ台四丁目 7 番地 1

株式会社ケーブルコモンネット三重

代表取締役 田村 欣也

- 5 契 約 金 額 39,283,200 円 (うち消費税及び地方消費税 3,571,200 円)
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和8年4月24日

三重県知事 一見 勝之

- 1 特定役務の名称 令和7～10年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地  
三重県子ども・福祉部地域福祉課
- 3 落札者決定日 令和8年3月23日
- 4 落 札 者 大阪市中央区南本町三丁目6番地14号  
株式会社トライグループ 代表取締役 物部 晃之
- 5 落 札 金 額 入札価格 49,246,000 円  
契約金額 54,170,600 円
- 6 決 定 手 続 総合評価一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和8年1月30日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和8年4月24日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

- 1 入札に付する事項
- (1) 賃貸借案件名  
令和8年度三重県立学校パソコン教室機器賃貸借
- (2) 賃貸借の特質等  
賃貸借に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 賃貸借期間  
令和8年12月1日(火)から令和13年8月31日(日)までとします。
- (4) 賃貸借履行場所  
県立学校15校
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム(以下「本システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)の利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年5月26日（火）10時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班 担当 中村  
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023
- (2) 契約条項を示す場所
- (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
- 本公告日から令和8年6月4日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年5月29日（金）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年5月29日（金）17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
- 入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年6月4日（木）10時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
- 提出締切日時 令和8年6月4日（木）10時
- なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
- 〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班  
案件名 令和8年度三重県立学校パソコン教室機器賃貸借
- (7) 開札の日時及び場所
- 日時 令和8年6月4日（木）10時10分  
場所 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局高校教育課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

## (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:  
Rental of computer lab equipment in Mie Prefectural schools, FY2026
- (2) Bid Submission Deadline:  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, June 4, 2026.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 10:00 A.M. on Thursday, June 4, 2026.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:00 A.M. on Thursday, June 4, 2026.
- (4) Managing Authority:  
Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-3002

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年4月24日

三重県警察本部長 谷井 義正

## 1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品及び数量  
留置管理総合システム導入に伴うシステム構築及びサーバー機器等賃貸借事業 1式
- (2) 契約の特質等  
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 契約期間等
  - ア 契約期間  
契約締結日から令和14年2月29日（日）まで
  - イ 構築委託期間  
契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
  - ウ 賃貸借期間  
令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）まで
  - エ 保守期間  
令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）まで
  - オ 運用開始日  
令和9年3月1日（月）
- (4) 履行場所（納入場所）  
三重県警察本部

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
  - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
  - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
  - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
  - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - エ 該当の案件を履行するにあたり、仕様書記載の必要な資格を有している者であること。
  - オ 令和8年5月18日（月）12時の提出締切日時までに、4(4)の機器等リスト（別記様式2）を提出し、三

三重県警察の承認を得ていること。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

### 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、令和8年5月18日（月）12時までに(4)の機器等リスト（別記様式2）を5(1)の場所へ提出して、三重県警察の承認を受けてください。(1)に掲げる申請書を令和8年6月25日（木）12時までに、調達システムで入札する場合にあつては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)、(3)、(4)（最終版）、(5)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 機器等リスト（別記様式2）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。情報セキュリティ上のリスクに対応する必要がないと確認した機器等について承認通知を行い、優先順位最上位のものを採用するものとします。

なお、承認通知は令和8年6月22日（月）17時までに書面にて行います。

※ 機器確認に4～5週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。

### (5) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

- (6) 2(2)エを証明する書類（導入実績システムに係る証明書（別記様式1）、ISO9001の認定を取得していることを証明する書類の写し及びISO/IEC270001（国際基準）又はJISQ27001認証（日本工業標準）のいずれかを取得していることを証明する書類の写し）

### 5 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 廣森  
電話 059-222-0110（内線）2264 ファクシミリ 059-226-9917

#### (2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

#### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

#### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年7月2日（木）まで調達システムにより提供します。

#### (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年6月29日(月)17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年6月29日(月)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年7月2日(木)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年7月2日(木)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 留置管理総合システム導入に伴うシステム構築及びサーバー機器等賃貸借事業入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年7月2日(木)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Project for System Construction and Leasing of Server Equipment, etc., for the Implementation of the Comprehensive Detention Administration System

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July 2, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, July 2, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, July 2, 2026.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2264)

FAX:059-226-9917

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年4月24日

三重県警察本部長 谷井 義正

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物品及び数量

総合捜査管理システム賃貸借 1式

(2) 契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和 17 年 2 月 28 日（水）まで

イ 賃貸借期間

令和 10 年 3 月 1 日（水）から令和 17 年 2 月 28 日（水）まで

(4) 履行場所（納入場所）

三重県津市鳥居町 125 番地 三重県警察本部科学捜査研究所棟 2 階サーバ室

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 4 の機器等リスト（別記様式 1）、機器仕様チェック表（別記様式 2）及び導入実績システム等証明書（別記様式 3）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(4)の機器等リスト（別記様式 1）、機器仕様チェック表（別記様式 2）及び導入実績システム等証明書（別記様式 3）を令和 8 年 5 月 7 日（木）13 時までに、書面にて 5(1)の場所に提出し、三重県警察の承認を受けなければなりません。また、(1)に掲げる申請書を令和 8 年 6 月 15 日（月）10 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)（最終版）及び(5)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 機器等リスト（別記様式 1）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、情報セキュリティ上のリスクに係る懸念が払拭されない場合は、落札資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。情報セキュリティ上のリスクに対応する必要がないと確認した機器等について承認通知を行い、優先順位最上位のものを採用するものとします。

なお、承認通知は令和 8 年 6 月 12 日（金）17 時までに通知書を発送します。

※ 機器確認に 4 週間程度を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。

(5) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 野口  
電話 059-222-0110 (内線) 2263 ファクシミリ 059-226-9917

## (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和8年6月19日(金)まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年6月16日(火)17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年6月16日(火)17時までに通知書を発送します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年6月19日(金)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年6月19日(金)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 総合捜査管理システム賃貸借(保守付き)入札書在中

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年6月19日(金)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

## (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract:

The Lease of the Integrated Investigation Management System

#### (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, June 19, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Friday, June 19, 2026.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Friday, June 19, 2026.

#### (4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2263)

FAX:059-226-9917

---

## 正 誤

令和8年3月31日付け三重県公報号外に登載しました、三重県県税条例等の一部を改正する条例中

ページ 行 誤 正

78 上から 20 令和八年法律第 号 令和八年法律第十一号

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---